

# 訴 状

愛知県西尾市高島町4丁目75番地3

原 告 平 山 良 平

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

被 告 名 古 屋 市

上記代表市長松原武久

損害賠償請求事件

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対して、金3万900円を支払え。
- 2 被告は原告に対して、名古屋市立千鳥丘中学校が「敷地内全面禁煙」となるまで1日当たり金100円を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする、との判決を求める。

請求の原因

- 1 原告は1974年4月1日に名古屋市教育委員会より、同市立笹島中学校教諭に任命される。1980年4月転任により同市立名南中学校の教諭に、1990年4月転任により同市立久方中学の教諭に、2000年4月転任により同市立千鳥丘中学校の教諭となり現在に至る。担当教科は「保健体育」である。
- 2 学校敷地内全面禁煙の実現を求めていた原告は、県下の小学校・中学校・高等学校・養護学校を2002年4月より敷地内全面禁煙とした和歌山県教育長小関洋治氏の講演を聞くことを主目的に出張命令のもと第19回全国禁煙教育研修会（2002年8月3日・4日 於山形県かみのやま温泉月岡ホテル）に参加した。このとき、

小関教育長は「4月から敷地内全面禁煙にしたが、何らの問題もなかった」と講演の中で語られた。9月19日（木）の校内の「県外出張報告会」において、原告は和歌山県の学校敷地内全面禁煙の経過を中心に11ページの文及び資料を提示しながら報告した。その10ページに山形県松山町立松山中学校の和根崎校長の提案で実現させた当中学校の校内禁煙の新聞記事を載せ、最終的には校長判断で「校内禁煙」が実現できることも強調した。そして原告の勤務校である千鳥丘中学校の敷地内全面禁煙化を求めた。この日の報告者は原告を含め8名であった。

3 原告は「県外出張報告会」があった9月以降、月々の職員会議に資料を提示し、千鳥丘中学校の敷地内全面禁煙化を求めた。

(1) 2002年10月3日『学校敷地内禁煙に向けて NO.1』

「未成年からの喫煙 悪影響 朝新聞02.9.30」、「喫煙と健康第3版 p.280 「青少年の喫煙行動と関連深い社会的要因は、両親、兄弟、友人などの周囲の人々の喫煙行動や態度である。」

(2) 同年11月7日『学校敷地内禁煙に向けて NO.2』

「教職員が範を示してこそ 毎日新聞02.4.18」和歌山県の公立校内全面禁煙を論評した小山内恵美子記者の署名記事。県教委は現場教職員に『教え子をたばこの害から守るため、身をもって子どもの見本となるのは、教育者のあるべき姿ではないか』と極めて単純な問いかけをしたと言える」

(3) 同年11月25日『学校敷地内全面禁煙に向けて NO.3』

「仙台市立の幼稚園・学校計195 敷地内は精々から全面禁煙 河北新報02.11.20」 「たばこの屋外広告が無制限な日本において、学校教職員は何をなすべきか」と原告の書き込み 「千代田区と白川郷の歩行禁煙条例を報じた2つの記事」

(4) 2003年1月16日『名古屋市立千鳥丘中学校の敷地内禁煙に向けて』 「愛知県犬山市の校内禁煙を報じた朝日新聞 02.12.24の記事

「健康教育を推進する教師が分煙するだけでは『説得力不足』だと考えた。瀬見井久教育長は『教育者が児童生徒の前に自ら範を垂れなくては』と約2週間前から禁煙している」。裏面、「たばこと健康」厚生労働省の最新たばこ情報「WHOはたばこの使用は『精神作用物質による精神及び行動の障害』に分類、依存症候群として、たばこ摂取を強く渴望し、…たばこ使用に関して他の活動や義務よりも一層高位の優先権を与え、耐性が亢進し、時に身体的状態を示す」

- (5) 同年2月6日『敷地内全面禁煙に向けて NO.5』校内全面禁煙とした山形県松山町の松山中、和歌山県、仙台市、宇都宮市、犬山市等の校長、教育長、市長、教育委員会の新聞記事からのコメントを原告が引用して掲載。裏面に原告が受けた91.3.21の判決の一部を掲載。原告は喫煙室の設置に関しては当時は全国的に例が少なく、予算も必要ということで棄却されたが、学校敷地内全面禁煙は予算の必要性がなく、全国的にも県や市で実施されるようになり、実施困難なことではないと述べた。
- (6) 同年3月10日『学校敷地内禁煙に向けて NO.6』「喫煙している時間は、ニコチン補給のため仕事に従事していないというのが世界の共通認識になりつつあるという 読売新聞 00.5.1の記事の一部を掲載。原告は、「名古屋の実働拘束7時間30分の勤務時間のなかに『たばこタイム』はない」、「校長が職務を離脱して『たばこタイム』をニコチンがきれる度にとっていることが問題である。この観点からも学校敷地内全面禁煙が必要」と記載。名古屋市立の学校の勤務時間の次年度からの変更にからめての主張。裏面に「禁煙のために」として、「禁煙外来のホームページ」、「禁煙の薬物療法」、「ニコチンガムやニコチンパッチの問い合わせ先」の情報を転載。
- (7) 同年4月21日『学校敷地内禁煙に向けて NO.7』桑名市も

幼稚園、小学校、中学校を5月から敷地内禁煙にするとのラジオニュースを報告。裏面に日本医師会の禁煙宣言を掲載。原告は、職員会議の中だけで訴えていても埒が開かず、外に訴えてから問題が解決に向かった例を話し、PTA総会でも原告が敷地内禁煙を求めていることを話すつもりであると告げる。

(8) 同年同月24日 PTA総会で発言する機会を得て、原告が昨年9月より、職員会議で学校敷地内全面禁煙を求めていること、中国を中心に流行しているSARS（重症急性呼吸器症候群）の死者数は500人であるが、少し古い統計でもたばこによる肺がんによって毎日50人の人がこの日本で死んでいることを話し、PTAでもたばこのことや学校敷地内全面禁煙について考えていただきたいと要望した。

(9) 同年5月1日『学校敷地内禁煙に向けて NO.8』健康増進法が施行され、学校、体育館などでの受動喫煙の防止が義務付けられたことを報じた朝日新聞 03.5.1の一面トップ記事を印刷。原告は体育館の階段で「たばこ部屋」から換気扇によって排煙されたたばこの煙をかががされている、と受動喫煙の被害を訴えた。

(10) 同年6月5日『学校敷地内禁煙に 03.6.5』6年前の稲武野外教育センター教官室の禁煙を求めた（本人）訴訟において、原告は「学校全面禁煙」について主張していた。その部分にあたる準備書面を掲載

(11) 同年6月30日『学校敷地内禁煙に向けて NO.10』

「愛知県立高校、来年度から全面禁煙へ 朝日新聞 03.6.22」を転載。

「子どもの喫煙 病気として医療機関へ 読売新聞 03.6.22 健康シリーズ」を転載。

2枚めに原告の昨年9月以降の学校敷地内全面禁煙を求めた職員会議での訴えの経過と、千鳥丘中学校が敷地内全面禁煙にならない場合には裁判に訴えることを前提にした原告の主張を10項目にわたって記述した。学校敷地内を全面禁煙にし

ないのは教育権の侵害である。

この職員会議で、原告は、今年の2学期から本校の敷地内全面禁煙を求めてきたこと、愛知県立高校も来年から敷地内全面禁煙になるということ、知人が名古屋市施設と敷地内の禁煙化を求め裁判を始めたこと、来月の終業式にまでに学校敷地内禁煙というのでなければ裁判に訴える予定であること。学校敷地内禁煙は禁煙教育としてとても良いこと。それができないのは教育権の侵害であるという論理を立てて主張したいと思っていること。校長を被告にと思うが、校長を被告には直接できないことから、教育委員会、名古屋市長が被告になる。1年間こういう活動を平山がやっていて埒が開かないときは裁判をするといっていることを校長から教育委員会に伝えてもらいたいこと、などを述べた。

校長は「できれば9月から勤務時間内禁煙にするという合意案を出させていただきました。夏休み中努力していただいて禁煙に励んでいただいて、まあ9月からきっぱりとやめようじゃないかということで、取り合えず、現時点では9月からやめようじゃないかという、たばこ吸いの合意ができました。」と述べた。この職員会議の前日、原告は教頭に、明日の職員会議で原告は学校敷地内全面禁煙にしないときには裁判に訴えるという発言をするので、裁判になってから、いった言わないというようにしないためにも録音するように求めておいた。

同年7月18日、修業式後の職員打ち合わせで、■■■■校長は「9月から禁煙になります、こころしてください」と述べた。

午後0時55分、原告は校長に職員打ち合わせで述べた話の内容確認を求めた。校長は、学校敷地内全面禁煙ではないという。原告が勤務時間外では吸えるではないか、と校長に問うと、楽しみにしている人もいるという。原告は禁煙教育に対する妨害だと述べる。校長の話によると今年の体育大会でテントの下でたばこ

を吸おうとした人がいたとのこと。ちょっと待ってくださいと校長はその人を「たばこ部屋」に案内したという。また校長は『校内ではたばこを吸わないでください』という看板をかけるつもりでいると述べた。原告が、学校敷地内全面禁煙にしないときは提訴するということを教育委員会に伝えましたかと問うと、校長はそんなことはしていません。そちらからしてくださいと応えた。

「校内ではたばこを吸わないでください」という「お願い」の看板を立てるといふ、けれども、喫煙校長、教職員の勤務時間外の喫煙を容認する今回の判断は、原告の求める学校敷地内全面禁煙とは似て非なるものである、と原告は判断した。

#### 4 学校ができる最大の禁煙教育は学校敷地内全面禁煙である。

- (1) 学校ができる最大の禁煙教育は、学校敷地内全面禁煙という決定で、在校生徒はもちろんのことその兄弟姉妹その保護者にも、そして地域にも禁煙を働きかけるきっかけとなるもので、職員室の禁煙、分煙、喫煙室の設置とは決定的に異なる喫煙規制である。子どもの教育にあたる学校全体としての決意表明であり、たばこ規制の実行でもある。学校敷地内全面禁煙をしないということは最も効果的な禁煙教育を学校が実施しないということでもある。

学校の敷地内に喫煙場所を設定しておいて、禁煙教育に関して学校が地域や家庭に働きかけることができるだろうか。学校敷地内全面禁煙は学校から地域へ働きかける社会教育でもある。

学校は保健体育の授業や総合の授業、学級活動でもたばこの授業は行なわれてきた。この日本のたばこ事情は、たばこの値段は子どもでも買える安さであり、しかもたばこの自動販売機はちょっと街にいればすぐに見つかるほどである。「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」「喫煙マナーを守りましょう」とたばこの箱に小さく印刷されているが、この文言を見て、じゃ、やめようかとばならない。路端にはたばこ

の吸いながら散乱している。喫煙者のマナーはすでに地に墮ち、箱の表示はぜんぜん警告表示にもなっていない。そういう地域と社会環境のなかにおいては、新たな教育が要請されるのは必然である。それを和歌山県がやってのけた。後に続かざるをえない。できること＝学校敷地内全面禁煙、あるべき教育＝学校敷地内全面禁煙という禁煙教育をやらなかったら、教育の不作為である。

薬物依存という観点からいえば、ニコチン依存症という薬物依存を学校全体が容認していることでもある。学校敷地内全面禁煙を阻んでいるのが、ニコチン依存症に陥っている当の喫煙者であることが問題であり、悲劇でもある。

WHOのニコチン依存症の定義に、「たばこ摂取を強く渴望し、使用の制御が困難になり、有害な影響があるにもかかわらず持続して使用し、たばこ使用に関して他の活動や義務よりも一層高位の優先権を与え」とある。その通りである。校長は「学校敷地内全面禁煙」ではなく、「勤務時間内の禁煙」に固執するなど「学校全体での禁煙教育」よりも「喫煙校長及喫煙教職員の喫煙」を優位に据え「学校敷地内禁煙」の実施を妨害している。

- (2) テレビという大量報道と大量宣伝できる媒体にたばこそのものの商品宣伝はなくなったかも知れないが、放送番組の中では喫煙シーンが多く存在する。小さな子どもたちもよく観る漫画アニメ「サザエさん」や「まる子」の中の大人もたばこを吸う。大人はたばこを吸うという意識を小さな子どもたちに抱かせる「刷り込み」という視点からいえば、とんでもないアニメーション番組と言えよう。

街角の大きな看板にはたばこの広告が多く、たばこの自動販売機もまた溢れるほどである。平気で高校生、中学生、はたまた小学生までもたばこを購入できるのが日本の現状である。それだからこそ、子どもの教育機関としての学校の役割が重要である。そ

の学校で校長や教員がたばこを吸っているということは、学校で校長や教員がたばこの宣伝をしているのと同じである。喫煙という薬物依存をそそのかしているのである。

- (3) 朝日新聞の03. 5. 7の新聞報道によると、名古屋市長は市の公共施設について「全面禁煙は困難」との見方を表明している。病院や教育の施設は率先して全面禁煙にすべきなのに松原武久市長はそのことを全く理解していない。記事の最後に「市に入るたばこの税収が年間180億円にのぼり、禁煙が進むと税収が減ることにもなるため、『それはジレンマで、比較校(ママ)量の問題』と話した」とある。たばこの税収と医療費、火事などの社会的損失を比較すると社会的損失のほうがはるかに税収を上回ることが明らかになって久しい。名古屋市はその事実から何ゆえ目をそらしているのか。まず、真っ先に病院と学校は敷地内全面禁煙にすべきである。

## 5 学校敷地内全面禁煙をしないことは教育権の侵害もしくは違法

- (1) 憲法第17条「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときには、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。」

名古屋市立千鳥丘中学校長は学校敷地内全面禁煙という教育的措置・決定ができる権限を有し、実施できる条件があるにもかかわらず、かかる決定をしなかったことは、正当かつ効果的な禁煙教育をしなかったということで、地方公務員の不法行為にあたる(不作為)。学校敷地内全面禁煙ということが、将来にわたって到底実施されないような決定であるならばこの限りではない。

極東国際軍事裁判において、名古屋出身の松井石根は、南京大虐殺事件について「違反行為防止責任無視による法規違反」(最高指揮官として残虐行為を阻止しなければならない義務に違反したこと)で絞首刑を宣告された。不作為の責任である。

- (2) 教育基本法第1条「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」同法第2条「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。」

教育の目的の一つが「心身ともに健康な国民の育成」にあり、「そのことはあらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない」とある。国民の健康を守るべき禁煙教育。その禁煙教育の最高のものが学校全体で、教職員が身をもって禁煙と禁煙教育に取り組み学校からたばこを追放することである。たばこに手を出さない、たばこ及びその他の薬物に依存しない健康な体をつくることは教育基本法の目的の一つの具体像である。20年前の「学校敷地内全面禁煙」を職員会議で要求していたなら、まだそれ以前に要求すべきことがあり時代の進展にそぐわなかったかも知れない。しかし、現在はもう違う。「心身ともに健康な国民」はたばこを吸わない国民である。禁煙教育は学校の教室の中だけではなく、学校の敷地内すべてで行なわれなくてはならないのである。学校の喫煙室・「たばこ部屋」を治外法権にしたり、勤務時間内などと時間を区切ってはならないのである。学校敷地内全面禁煙とは学校内の時空を禁煙にすることである。勤務時間外の喫煙を容認する決定は教育基本法第1条及び同法第2条違反である。

- (3) 教育基本法第6条2項「法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」

「心身ともに健康な国民の育成」が教育の目的である。前項で記載したように、心身ともに健康な国民とはたばこを吸わない国

民である。たばこを吸わない国民を育てるために学校内でたばこを校長及び教職員が吸っていることが妥当か否かの問題である。全体の奉仕者として自己の使命を自覚し、その職責を遂行すべきである。喫煙校長及び喫煙教職員のためだけに学校敷地内全面禁煙を阻み、勤務時間外の喫煙を容認している。学校内で喫煙を容認する決定は校長の使命を自覚していない証左であり、本条2項に違反していること明らかである。

- (4) 教育基本法第7条2項「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」

千鳥丘中学校の喫煙校長及び教職員は同校敷地内にある「地域スポーツセンターの更衣室において喫煙をしている。喫煙のために更衣室を利用することが「教育の目的の実現」でないことは明らかである。目的外使用は本条2項の違反していること明らかである。

2001年度末まで千鳥丘中学校の「たばこ部屋」は校長室の廊下を隔てた反対側にあった。この部屋を「たばこ部屋」として概ね喫煙者だけが使うのは不当であると原告は強く申し入れた。前任の教頭が、前述の地域スポーツセンターの関係者の了解を得て更衣室を「たばこ部屋」として使いたいが、と原告に了解を求めてきた。原告は、「いいとは言えません」と返事した。

- (5) 学校教育法第28条6項「教諭は児童の教育をつかさどる。」

学校敷地内全面禁煙は家庭や地域にまで禁煙教育すすめることができる条件である。その決定は学校のできる最高の禁煙教育でもある。しかし、その決定がなされないために、学校敷地内全面禁煙を職員会議で要求している（学校でのたばこ規制を求めること＝これ自体が一つの禁煙教育）ことを同じ学校内に喫煙校長・喫煙教職員がいるためにそのことを生徒に語れない（語れば、喫

煙校長や喫煙教職員を非難することになりかねず、彼らの人格を傷つけかねない)。これは原告が20年にわたって職員室を禁煙にし、学校の校舎内から喫煙行為を追放し、残る課題が学校敷地内全面禁煙である。学校・職場の喫煙規制を求める行為そのものが重要な禁煙教育であると判断している原告にとって、生徒に語れないことは禁煙教育ができないことでもある。職員会議で語ろうとも、校長はきちんとした説明をせず、前述のように、未だに勤務時間内の禁煙などと言う。原告の禁煙教育に対する妨害であり、原告の教育権の侵害である。苦痛である。

## 6 慰謝料請求

本校の喫煙校長及び教職員(合計6人)を見ていても、ニコチンによる薬物依存から抜け出すのはなかなか困難であるようだ。であるからこそ、次世代を教育する学校がたばこによる薬物依存症にならないよう身をもって教育すべきなのである。学校敷地内全面禁煙という学校ができる最高の禁煙教育を侵害してきた名古屋市立千鳥丘中学校の校長、敷地内全面禁煙について積極的姿勢をみせない名古屋市教育委員会と名古屋市長は、原告の精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料、原告が千鳥丘中学校の「県外出張報告会」において学校敷地内全面禁煙を求めた2002年9月19日から2003年7月25日の提訴日までの309日間にわたって、学校敷地内全面禁煙を実施しない・すなわち最大の禁煙教育を侵害したことへの慰謝料として原告に3万900円を支払うべきである。

## 7 証拠方法

口頭弁論において必要に応じ、提出する。

2003年7月25日  
名古屋地方裁判所 御中

原告 平山良平